

# (参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年11月12日 現在)

福島県	出荷制限	摂取制限	
原乳	2市6町3村 <sup>※1</sup>	—	
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村 <sup>※2</sup>	2市6町3村 <sup>※2</sup>	
結球性葉菜類 (キャベツ等)			
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		—	
カブ		—	
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村	
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—	
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—	
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町	
野菜類	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさそてつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)。ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川の下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種 <sup>※4</sup>	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 <sup>※5</sup>	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村 <sup>※6</sup>
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塙及び字下馬沢、常葉町塙田、常葉町山根並びに市内国有林福島県森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班まで303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭塙村、旧野田村、旧余目村、下大川町、旧松川町、旧金谷川町及び旧水原町の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館(開)下、松橋川原、川向及び館ノ腰に限る。)及び原町月館御代田(北、東、西及び新堀、内に限る。)に限る。)、旧掛田町(雲山町山野川に限る。)、旧柱沢村(原町月館所沢(明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、官ノ門、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。)及び原町柱田(挿田、平、宮ノ内、前田、稻荷寺、砂子下及び根岸に限る。)に限る。)、旧堰本村(梁川町大閑(寺脇、清水、清沢、松平、久保、棚塚、里ヶ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。)、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧雲山村、旧小手村及び旧富野村(梁川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村(洪川及び米沢に限る。)、旧下村、旧小浜村、旧木幡村、旧芦沢村、旧石井村、旧殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧木宮町の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)及び大玉村(旧玉井村の区域に限る。)

※4 アイメ、アカガレイ、アカシジラヌ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメイ、ウミタガ、エゾイシジマエ、ギョネメバル、クロウシシタ、クロイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイギ、シロメバール、スケトウダラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、ハバガレイ、ヒガングフ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシヅメ、マアナゴ、マガレイ、マゴチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ピノスガイ、キタムラサキウニ

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年11月12日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
水産物	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	マダラ	
肉	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	ヒガシマフグ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	クロダイ	
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ (1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イソシの肉	全域
肉	ケマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	ケマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモンカスベ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、久慈川、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美清村
	イソシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシの肉を除く。
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美清村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(ごみ) (野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしようと(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イソシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年11月12日 現在)

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
その他	茶	洪川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シタケ(施設栽培)	山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

## ( 參考資料 2 )

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月12日現在

福島県		出荷制限
原乳		<p><b>H23.3.21～: 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.21～4.8解除: 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く。）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉ヶ崎村、中島村、西郷村、鞍川村、下郷町、矢祭町、新地町 H23.3.21～4.21解除: 相馬市、新地町 H23.3.21～5.1解除: 南相馬市（南相馬市内うち、烏原町、大内、川子及び塙崎町を除くに限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。） H23.3.21～6.8解除: 田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21～10.7解除: 会津若松市、桑折町、天栄町、猿ヶ崎村、只見町、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川町、広野町、楳葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p>
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ、カキナ	<p><b>H23.3.21～: 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉ヶ崎村、中島村、鞍川村 H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、塙枝村 H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川町、平田村 H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.21～11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p>
結球性葉菜類(キャベツ等)	その他すべて	<p><b>H23.3.23～: 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、塙枝村 H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川町、平田村 H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉ヶ崎村、中島村、鞍川村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～10.28解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p>
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)		<p><b>H23.3.23～: 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、天栄村、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉ヶ崎村、中島村、鞍川村 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、塙枝村 H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川町、平田村 H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、下郷町、塙枝村、只見町 H23.3.23～6.15解除: 郡山市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p>
カブ		<p><b>H23.3.23～: 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.23～5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川町、平田村 H23.3.23～5.18解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉ヶ崎村、中島村、鞍川村、下郷町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、会津坂下町、只見町 H23.3.23～6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p>
野菜類	原木しいたけ(露地栽培)	<p><b>H23.4.13～: 伊達市、川内村</b></p> <p>H23.4.13～: 伊達市、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p>
	原木しいたけ(施設栽培)	<p><b>H23.7.19～: 伊達市</b></p> <p>H23.7.22～: 新地町</p> <p>H23.7.19～9.7解除: 本宮市</p>
	原木ナメコ(露地栽培)	<p><b>H23.11.14～: 川奥町</b></p> <p>H23.10.31～: 相馬市、いわき市</p>
	キノコ類(野生のものに限る。)	<p><b>H23.9.9～: 棚倉町、古殿町（群衆樹林に属する野生キノコに限る）</b></p> <p>H23.9.15～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川町、平田村、塙枝村、只見町</p>
たけのこ		<p><b>H23.5.9～0.8解除: いわき市</b></p> <p>H24.4.9～:</p> <p>H23.5.9～2.1解除: 天栄村</p> <p>H23.5.13～2.1解除: 国見町</p> <p>H24.4.18～: 福島市、新地町</p> <p>H24.4.23～: 広野町</p> <p>H24.5.2～: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.5.7～: 須賀川市</p> <p>H24.6.25～: 郡山市</p>
	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	<p><b>H24.4.18～: 伊達市、川奥町</b></p> <p>H23.5.9～: 福島市、農研町</p> <p>H24.4.18～: 福島市、農研町</p> <p>H24.4.23～: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.5.10～: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.5.11～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町</p> <p>H24.5.12～: 伊達市、川奥町、新地町</p> <p>H24.4.18～: 福島市、川奥町、田村市、相馬市、白河市、塙町、下郷町、矢吹町、泉ヶ崎村、中島村、鞍川村、玉川町、平田村、西郷村、東郷村、中島村、鞍川村、川内村、楢葉村、飯塚村</p>
	<さそてつ(ごみ)	<p><b>H24.10.18～: 金澤坂下町、北塙原村</b></p> <p>H23.5.9～: 伊達市、相馬市、三春町</p> <p>H23.5.13～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川奥町、国見町</p> <p>H24.4.18～: 福島市、新地町</p> <p>H24.4.23～: 広野町</p> <p>H24.5.2～: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.5.7～: 須賀川市</p> <p>H24.6.25～: 郡山市</p>
	たらのめ(野生のものに限る。)	<p><b>H24.5.1～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町</b></p> <p>H24.5.2～: 福島市、白河市、塙町、新地町</p> <p>H24.5.10～: 大玉村、西郷村</p> <p>H24.5.12～: 伊達市、桑折町</p> <p>H24.5.14～: 川奥町</p> <p>H24.4.48～: 福島市、川奥町、田村市、相馬市、白河市、塙町、下郷町、矢吹町、泉ヶ崎村、中島村、鞍川村、玉川町、平田村、西郷村、東郷村、中島村、鞍川村、川内村、楢葉村、飯塚村</p>
	ふきのとう(野生のものに限る。)	<p><b>H24.4.48～: 伊達市、川奥町</b></p> <p>H24.4.16～: 伊達市、桑折町、国見町</p> <p>H24.5.2～: 福島市、二本松市</p> <p>H24.5.7～: 福島市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、塙町</p> <p>H24.5.10～: 伊達市、国見町、矢吹町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鞍川村</p> <p>H24.5.14～: 須賀川市、いわき市、川奥町、田村市、白河市、塙町</p> <p>H24.5.17～: 桑折町、猪苗代町</p> <p>H24.5.2～: いわき市、二本松市</p>
	こしあぶら	<p><b>H24.5.2～: いわき市、伊達市</b></p> <p>H24.5.10～: 喜多方市、福島市、川奥町</p>
	ぜんまい	<p><b>H24.5.10～: いわき市、相馬市</b></p> <p>H24.5.24～: 川奥町</p>
	わらび	<p><b>H24.5.10～: いわき市、伊達市</b></p> <p>H24.5.17～: 喜多方市、福島市、川奥町</p>
	ウメ	<p><b>H23.6.2～: 南相馬市</b></p> <p>H24.6.5～: 国見町</p> <p>H23.6.6～H24.7.1解除: 相馬市</p>
	ユズ	<p><b>H23.8.29～: 福島市、南相馬市</b></p> <p>H23.10.14～: 伊達市、桑折町</p> <p>H24.1.10～: いわき市</p>
	クリ	<p><b>H23.9.20～: 伊達市、南相馬市</b></p> <p>H24.9.28～: 二本松市</p> <p>H24.10.12～: いわき市</p>
	キウイフルーツ	<p><b>H23.12.8～: 相馬市、南相馬市</b></p>

\* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年11月12日現在

福島県		出荷制限
米 (平成23年産)		<p>H23.11.17～: 福島市 (旧小国村の区域に限る。)</p> <p>H23.11.29～: 伊達市 (旧小国村及び旧曾前町の区域に限る。)</p> <p>H23.12.5～: 福島市 (旧高畠町の区域に限る。)</p> <p>H23.12.8～: 二本松市 (旧川波沢村の区域に限る。)</p> <p>H23.12.9～: 伊達市 (旧松沢村及び旧重成村の区域に限る。)</p> <p>H23.12.19～: 伊達市 (旧大木村の区域に限る。)</p> <p>H24.1.4～: 伊達市 (旧大木村の区域に限る。)</p>
穀類		<p>福島県広野町、猪苗町 (福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村 (福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市 (郡路町、船引町横瀬、船引町中山字小原及び字下鳥沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内固有林地森林管理権26.1林班の区域、2.52林班、2.53林班の一部、2.58林班から2.70林班まで、2.63林班から3.00林班まで及び3.01林班から3.03林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市 (福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル以上3.0キロメートル圏内の区域のうち原町区高崎字松手助常、原町区高崎字松手助常、原町区高崎字松手助常、原町区高崎字松手助常、原町区片寄字行株及び原町区大原字和田坂並びに市内固有林地森林管理権2.09.1林班から2.09.5林班から2.09.9林班まで及び2.13.1林班の区域を除く。)、福島市 (旧福島市 (諏利、小倉寺及び御内合谷を除く。)、旧平田村、旧底塙村、旧野田村、旧余目村、旧松川村、新潟市 (内原町) 内に限る。) 及び月館町月館 (曾ノ下、松橋川原、向左及びノ原に限る。) 及び月館町月館 (北川、東、西及び新潟市 (内原町) 内に限る。) に限る。)、旧猪苗町 (猪苗町山野川に限る。)、旧松沢村、保原町所沢 (明夫内、久保田、田仲内、西郡山、寺ノ町、河原田、東深町、西深町及び保原村)、沙子下及び保岸川に限る。) に限る。)、日塩本村 (日塩町大原、寺盛、清水、清水村、松平、久保、猪苗、里ヶ谷、山ノ口、生ノ沢、並石及び上ノ台を除く。)、日塩下村、旧小塩町、旧塩沢村、旧木曾村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧木田村 (若代町) 及び旧木田村 (東和町) の区域に限る。)、本宮市 (旧白木村、旧和木村 (白沢村) 及び日本木村町の区域に限る。)、猪折町 (旧半田村及び旧鶴合村の区域に限る。) 及び西見町 (旧木戸村及び旧小坂村の区域に限る。) (県の定める出荷検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)</p> <p>H24.4.5～: H24.7.26一部解除: 猪苗町月館 (月館町月館 (曾ノ下、松橋川原、向左及びノ原に限る。) 及び月館町月館 (北川、東、西及び新潟市 (内原町) 内に限る。) ) に限る。)、旧猪苗町 (猪苗町山野川に限る。)、旧松沢村、保原町所沢 (明夫内、久保田、田仲内、西郡山、寺ノ町、河原田、東深町、西深町及び保原村)、沙子下及び保岸川に限る。) に限る。)、日塩本村 (日塩町大原、寺盛、清水、清水村、松平、久保、猪苗、里ヶ谷、山ノ口、生ノ沢、並石及び上ノ台を除く。)、日塩下村、旧小塩町、旧塩沢村、旧木曾村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧木田村 (若代町) 及び旧木田村 (東和町) の区域に限る。)、本宮市 (旧白木村、旧和木村 (白沢村) 及び日本木村町の区域に限る。)、猪折町 (旧半田村及び旧鶴合村の区域に限る。) 及び西見町 (旧木戸村及び旧小坂村の区域に限る。) (県の定める出荷検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)</p> <p>H24.10.25～: 桑川市 (旧西郷村の区域に限る。)</p> <p>H24.10.29～一部解除: 大玉村 (旧玉井村の区域に限る。)</p> <p>H24.11.5～: 大玉村 (旧玉井村の区域に限る。)</p> <p>H24.11.6～一部解除: 郡山市 (旧富久山町の区域に限る。)</p> <p>H24.11.7～: 郡山市 (旧富久山町の区域に限る。)</p> <p>H24.11.11～一部解除: 福島市 (旧水原村の区域に限る。)</p>
イカナゴの稚魚		H23.4.20～H24.6.22解除: 全域
ヤマメ(稚魚を除く。)		<p>H23.6.8～: 秋元湖、猪原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。) 及び福島県内の阿武隈川 (支流を含む。)</p> <p>H23.6.17～: 真野川 (支流を含む。)</p> <p>H24.3.29～: 新田川 (支流を含む。)</p> <p>H24.3.29～: 太田川 (支流を含む。)</p> <p>H24.4.5～: 鹿川 (支流に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川 (支流を含む。ただし難川を除く。) 及び日塩川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。)</p> <p>H24.6.7～: 福島県内の久慈川 (支流を含む。)</p> <p>H23.6.17～: 真野川 (支流を含む。)</p> <p>H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)</p> <p>H24.3.29～: 秋本湖、桂湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川 (鰐川との合流点から上流部分に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川 (支流を含む。ただし難川及びその支流を除く。) 及び日塩川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。)</p> <p>H24.5.24～: 福島県内の只見川のうち鬼田ダムの上流 (支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)</p> <p>H24.5.31～: 阿武隈川のうち信夫ダムの上流 (支流を含む。)</p>
ウナギ		H24.4.2～: 福島県内の阿武隈川 (支流を含む。)
アユ(養殖を除く。)		<p>H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)、真野川 (支流を含む。)、新田川 (支流を含む。)</p> <p>H24.4.5～: 阿武隈川 (支流を含む。)</p>
イワナ(養殖を除く。)		<p>H24.4.12～: 鹿川 (支流を含む。)</p> <p>H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流 (支流を含む。)、長瀬川 (鰐川との合流地点から上流の部分に限る。) 及び日塩川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流 (支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)</p> <p>H24.5.31～H24.9.19解除: 鎌岩川 (支流を含む。)</p>
コイ(養殖を除く。)		<p>H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。) 並びに長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。)</p> <p>H24.6.10～: 阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。)</p>
フナ(養殖を除く。)		<p>H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。) 及び真野川 (支流を含む。)</p> <p>H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)</p>
アヒナメ アカガレイ アカシタラ イカナゴ(稚魚を除く。) イシガレイ ウヌメバル ウヌタナゴ エイイソイアナメ ギツネメバル クロウシタ クロソイ ケンシカジカ ヨモンカスベ サラマス サゴウ シロメバル ストウダラ スキ ニベ ヌカガレイ バハガレイ ヒカンフグ ヒラメ ホウボウ ホンガレイ マナゴ マジイ マコガレイ マコチ マダラ ムジガレイ ムライ マイタガレイ ビノスガイ キラムラサキウニ ナガヅカ マツカワ ホンザメ ショウサイフグ		<p>H24.6.22～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国持続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海城)</p> <p>H24.7.12～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国持続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海城)</p> <p>H24.7.26～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国持続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海城)</p> <p>H24.8.23～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国持続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海城)</p>
牛の肉		<p>H23.9.2～一部解除: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)</p> <p>H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、浜江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</p> <p>H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村</p> <p>H23.12.2～: 郡山市、福島市、田村市、白河市、いわき市、磐石町、石川町、鶴来町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、福倉町、矢祭町、猪町、天栄村、玉川村、平成町、矢吹町、矢祭町、猪町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東郷村、中島村、鉢川村</p> <p>H23.12.2～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、磐石町、石川町、鶴来町、古殿町、矢吹町、矢祭町、猪町、天栄村、玉川村、平成町、矢吹町、矢祭町、猪町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東郷村、中島村、鉢川村</p> <p>H24.7.27～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、椎枝岐村</p>
イノシシの肉		
肉		
クマの肉		

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月12日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月12日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域 H23.3.21～4.14解除: 全域	
カキナ	H24.8.2～: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町 H24.8.7～: 鹿沼市 H24.8.9～: 那須町 H24.8.15～: 大田原市 H24.8.29～: 大田原市 H24.10.10～: 塙谷町 H24.10.12～: 那須塩原市 H24.4.5.1～: 那須塩原市、那須町 H24.4.5.7～: 日光市、大田原市 H24.6.13～: 那須町 H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、高岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～: 栃木市、壬生町	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.8.15～: 那須町 H24.8.29～: 大田原市 H24.10.10～: 塙谷町 H24.10.12～: 那須塩原市 H24.4.5.1～: 那須塩原市、那須町 H24.4.5.7～: 日光市、大田原市 H24.6.13～: 那須町 H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、高岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～: 栃木市、壬生町	
タケノコ	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、高岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～: 栃木市、壬生町	
原木シタケ(露地栽培)	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 芳賀町、那須町 H24.4.12～: 大田原市 H24.4.13～: さくら市 H24.4.4～: 高根沢町 H24.6.29～: 塙谷町 H23.11.7～: 真岡市、矢板市 H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、佐野市、高岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.5～: 宇都宮市 H24.11.8～: 真岡市 H24.11.8～: 壬生町 H23.11.14～: 那須塩原市、日光市 H24.10.4～: 矢板市 H24.10.10～: 那須町 H24.10.25～: 佐野市 H24.11.2～: 真岡市 H24.11.8～: 壬生町 H24.11.12～: 那珂川町 H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 那須塩原市 H24.5.1～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2～: 宇都宮市、那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.7～: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.15～: さくら市(野生のものに限る。) H24.5.1～: 宇都宮市、日光市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.10～: 大田原市 H24.4.5～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.10～: 大田原市、那須町、矢板市(野生のものに限る。) H24.4.27～: 那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.1～: 那須町 H24.5.2～: 市貝町 H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.9.18～: 大田原市 H24.8.1～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、麻串川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～: 永野川(支流を含む。) H24.8.20～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～: 麻串川(支流を含む。)及び須木川内の須川のうち麻串川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙谷ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.8.2～: 全域	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 那須塩原市 H24.5.1～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2～: 宇都宮市、那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.7～: 佐野市、真岡市、芳賀町、高根沢町、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.15～: さくら市(野生のものに限る。) H24.5.1～: 宇都宮市、日光市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.10～: 大田原市 H24.4.5～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.10～: 大田原市、那須町、矢板市(野生のものに限る。) H24.4.27～: 那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.1～: 那須町 H24.5.2～: 市貝町 H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.9.18～: 大田原市 H24.8.1～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、麻串川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～: 永野川(支流を含む。) H24.8.20～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～: 麻串川(支流を含む。)及び須木川内の須川のうち麻串川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙谷ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.8.2～: 全域	
(くさごいこごみ)(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 那須塩原市 H24.5.1～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2～: 宇都宮市、那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.7～: 佐野市、真岡市、芳賀町、高根沢町、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.15～: さくら市(野生のものに限る。) H24.5.1～: 宇都宮市、日光市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.10～: 大田原市 H24.4.5～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.10～: 大田原市、那須町、矢板市(野生のものに限る。) H24.4.27～: 那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.1～: 那須町 H24.5.2～: 市貝町 H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.9.18～: 大田原市 H24.8.1～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、麻串川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～: 永野川(支流を含む。) H24.8.20～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～: 麻串川(支流を含む。)及び須木川内の須川のうち麻串川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙谷ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.8.2～: 全域	
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2～: 宇都宮市、那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.7～: 佐野市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.15～: さくら市(野生のものに限る。) H24.5.1～: 宇都宮市、日光市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.10～: 大田原市 H24.4.5～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.10～: 大田原市、那須町、矢板市(野生のものに限る。) H24.4.27～: 那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.1～: 那須町 H24.5.2～: 市貝町 H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.9.18～: 大田原市 H24.8.1～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、麻串川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～: 永野川(支流を含む。) H24.8.20～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～: 麻串川(支流を含む。)及び須木川内の須川のうち麻串川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙谷ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.8.2～: 全域	
さんしようと(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 宇都宮市、日光市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.10～: 大田原市 H24.4.5～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.10～: 大田原市、那須町、矢板市(野生のものに限る。) H24.4.27～: 那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.1～: 那須町 H24.5.2～: 市貝町 H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.9.18～: 大田原市 H24.8.1～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、麻串川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～: 永野川(支流を含む。) H24.8.20～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～: 麻串川(支流を含む。)及び須木川内の須川のうち麻串川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙谷ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.8.2～: 全域	
ぜんまい(野生のものに限る。)	H24.4.5～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.10～: 大田原市、那須町、矢板市(野生のものに限る。) H24.4.27～: 那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.1～: 那須町 H24.5.2～: 市貝町 H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.9.18～: 大田原市 H24.8.1～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、麻串川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～: 永野川(支流を含む。) H24.8.20～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～: 麻串川(支流を含む。)及び須木川内の須川のうち麻串川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙谷ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.8.2～: 全域	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.4.5～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.10～: 大田原市、那須町、矢板市(野生のものに限る。) H24.4.27～: 那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.1～: 那須町 H24.5.2～: 市貝町 H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.9.18～: 大田原市 H24.8.1～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、麻串川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～: 永野川(支流を含む。) H24.8.20～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～: 麻串川(支流を含む。)及び須木川内の須川のうち麻串川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙谷ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.8.2～: 全域	
わらび(野生のものに限る。)	H24.4.5～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.10～: 大田原市、那須町、矢板市(野生のものに限る。) H24.4.27～: 那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.1～: 那須町 H24.5.2～: 市貝町 H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.9.18～: 大田原市 H24.8.1～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、麻串川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～: 永野川(支流を含む。) H24.8.20～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～: 麻串川(支流を含む。)及び須木川内の須川のうち麻串川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙谷ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.8.2～: 全域	
クリ	H24.4.5～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.10～: 大田原市、那須町、矢板市(野生のものに限る。) H24.4.27～: 那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.1～: 那須町 H24.5.2～: 市貝町 H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.9.18～: 大田原市 H24.8.1～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、麻串川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～: 永野川(支流を含む。) H24.8.20～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～: 麻串川(支流を含む。)及び須木川内の須川のうち麻串川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙谷ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.8.2～: 全域	
水産物	H24.4.5～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 合併前市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.10～: 大田原市、那須町、矢板市(野生のものに限る。) H24.4.27～: 那須塩原市(野生のものに限る。) H24.5.1～: 那須町 H24.5.2～: 市貝町 H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.9.18～: 大田原市 H24.8.1～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、麻串川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～: 永野川(支流を含む。) H24.8.20～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～: 麻串川(支流を含む。)及び須木川内の須川のうち麻串川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙谷ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.8.2～: 全域	
牛の肉	H23.8.2～: 金城	
肉	H23.12.2～: 金城	
イノシシの肉	H23.12.5～: 金城	
シカの肉	H23.12.2～: 金城	
その他の茶	H23.8.2～: 鹿沼市	
他	H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市	
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.25～: 那須町、真言寺町、綾戸町 H24.10.10～: 高山村 H24.10.23～: 長野原町	
水産物	H24.4.27～: 香貫山のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所香貫川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び橘木川(支流を含む。)	
イワナ(水産物)	H24.4.27～: 香貫山のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所香貫川取水施設までの区間(支流を含む。)及び櫛木川(支流を含む。)	
ウグイ(水産物)	H24.5.7～: 麻糬川(支流を含む。)及び櫛木川(支流を含む。)	
クリ	H24.10.10～: 金城	
ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.1～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)、ただし、麻串川との合流点から下流の部分に限る。)	
イワナ(養殖を除く。)	H24.9.10～: 永野川(支流を含む。)	
ウグイ(養殖を除く。)	H24.8.20～: 須木川内の鹿島瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	
クリ(養殖を除く。)	H24.5.7～: 麻糬川(支流を含む。)及び櫛木川(支流を含む。)	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.29～: 那須町、高崎市 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.5～: 猪山町	
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 塙市、香取市、多古町	
シンギク、テンゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 塙市	
バセリ	H23.4.4～4.22解除: 塙市	
セリリー	H23.4.4～4.22解除: 塙市	
タケノコ	H24.4.5～: 市原市、木更津市 H24.4.6～: 我孫子市、栄町 H24.4.11～: 桐生市、白井市、八千代市 H24.4.12～: 船橋市 H24.4.18～: 芝山町 H23.10.11～: 我孫子市、墨跡市 H23.11.18～: 清水市 H23.12.22～: 佐倉市	
原木シタケ(露地栽培)	H24.2.23～: 印西市 H24.2.23～: 印西市 H24.2.23～: 白井市 H24.4.10～: 千葉市、八千代市 H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.16～: 山武市	
原木シタケ(施設栽培)	H24.5.18～: 山武市	
水産物	H24.7.19～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	
肉	H24.11.5～: 全域	
その他	H23.6.2～9.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 勝浦市 H23.7.4～H24.5.25解除: 小美玉市 H23.8.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.8.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市	
神奈川県		出荷制限
肉	クマの肉 H24.11.5～: 全域(佐渡市及び栗島浦を除く。)	
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.10.26～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.8.20～: 精井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小諸市、南牧村	
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.11.5～: 御殿場市、小山町	

\*■の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年11月12日現在

福島県		摂取制限
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
野菜		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)		H23.3.23～5.4解除: いわき市
		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
原本しいたけ(露地)		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.4.13～: 鰐館村
		H23.9.6～: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.9.15～: いわき市、棚倉町
		H23.9.20～: 南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～: 全域 H24.6.22解除:
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、横葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [ ] の箇所は摂取制限の対象